

調査計画

1 調査の名称（■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査）

木材流通統計調査（木材価格統計調査）

①素材・木材チップ価格調査票

②木材製品価格調査票

2 調査の目的

木材流通統計調査のうち木材価格統計調査は、毎月の木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給、価格の安定等流通改善対策等の推進に資することを目的として実施する。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国 □その他）

ア 素材・木材チップ価格調査票

直近の木材統計調査基礎調査結果に基づき、調査品目ごとに素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）全体のおおむね 80 パーセントを占める都道府県^{注)}

ただし、上位 2 都道府県のみで全体のおおむね 80 パーセントを占める場合には、上位 3 都道府県とする。

イ 木材製品価格調査票

直近の木材流通統計調査（木材流通構造調査）結果に基づき、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び卸売業者）における販売量が多く、かつ木材流通上主要な 10 都道府県及び集成材工場が所在する都道府県^{注)}

注) ア、イともに、西暦末尾が「4」と「9」の年に調査対象となる都道府県（以下「調査対象都道府県」という。）を定める。

また、調査品目の追加又は変更を行う場合においても、当該品目に係る調査対象都道府県を新たに定める。

（2）属性的範囲（□個人 □世帯 ■事業所 ■企業・法人・団体 □地方公表団体 □その他）

ア 素材・木材チップ価格調査票

製材工場、合板工場及び木材チップ工場

イ 木材製品価格調査票

木材市売市場、木材センター、卸売業者及び集成材工場

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア 素材・木材チップ価格調査票

約 280 客体（母集団の大きさ 約 4,900※令和 5 年木材統計調査基礎調査）

イ 木材製品価格調査票

約 80 客体（母集団の大きさ 約 7,400※令和 5 年木材流通構造調査）

（注）令和 7 年調査以降は、母集団整備及び調査の過程で把握した新設・統合・廃業等により変動がある。

(2) 報告者の選定方法

ア 素材・木材チップ価格調査票 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

木材統計調査工場一覧表（製材工場、合板工場及び木材チップ工場）を使用して、調査対象都道府県のうち、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続して調査が可能な客体を選定する。（参考1）

イ 木材製品価格調査票 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

直近の木材流通構造調査における流通業者の母集団名簿及び林野庁から入手した集成材工場名簿を使用して、調査対象都道府県のうち、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続して調査が可能な客体を選定する。（参考2）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 素材・木材チップ価格調査票

(ア) 法人番号

(イ) 素材の購入価格、購入価格の対前月差、価格変動の要因

(ウ) 木材チップの工場渡し価格、工場渡し価格の対前月差、価格変動の要因

イ 木材製品価格調査票

(ア) 法人番号

(イ) 木材製品の販売価格、販売価格の対前月差、価格変動の要因

(ウ) 集成材（集成管柱）の工場出荷価格、工場出荷価格の対前月差、価格変動の要因

[集計しない事項の有無] 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

調査銘柄等は、産地銘柄を把握し特殊な要因による価格変動が生じている場合に、当該回答を集計から除外等するために活用するものであり、集計は行わない。

価格変動の要因は、火災や震災等の価格変動に係る特殊な要因を把握し、取りまとめの過程において、内部分析を行うために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎月 15 日現在

ただし、15日に取引がなかった調査品目については、15日に最も近い取引日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 (FAX)

[調査方法の概要]

民間事業者が調査票を郵送若しくはオンライン又はFAXにより配布・回収する自計申告の方法

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎月 20 日

8 集計事項

- (1) 製材用素材価格 (全国及び都道府県)
- (2) 合单板用素材価格 (全国及び都道府県))
- (3) 木材チップ用素材価格 (全国及び都道府県)
- (4) 木材チップ価格 (全国及び都道府県)
- (5) 製成品価格 (全国及び都道府県)
- (6) 間柱価格 (全国及び都道府県)
- (7) 合板価格 (全国及び都道府県)
- (8) 集成管柱価格 (全国及び都道府県)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (■全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (■e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物 閲覧)

月報及び年報ともインターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

(3) 公表の期日

ア 月報は、調査対象月の翌月の5日まで（ただし、12月調査は翌年の1月8日）とし、5日（又は1月8日）が土日祝日に当たる場合には、その直後の営業日に公表する。

ただし、月報の木材製品価格のうち製成品価格（「すぎ正角（乾燥材） $10.5 \times 10.5 \times 3.0$ 」、「ひのき正角（乾燥材） $10.5 \times 10.5 \times 3.0$ 」を除く）及び普通合板価格については四半期ごとに前3か月分の各月のデータを公表する。（例：1～3月の各月のデータを4月に公表）

イ 年報は、調査年の翌年の3月下旬までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

■使用しない

日本標準産業分類では、複数事業を営んでいる事業所については、その主たるもののが経済活動に従って分類されることとされており、本調査の調査対象である製材工場、合单板工場、木材チップ工場等において複数事業を営んでいる場合、本調査の調査対象から漏れる可能性があるため、日本標準産業分類は使用しない。

また、集計結果の表章においても、都道府県別・素材、製品等の品目・規格別に集計を行うため、日本標準産業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：3年（調査年の翌年4月1日から起算）

調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

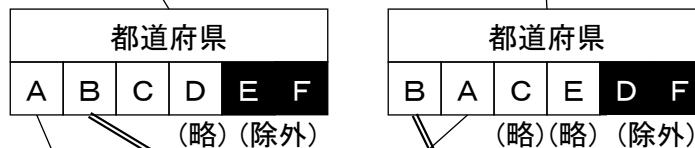
農林水産省大臣官房統計部長

素材・木材チップ価格調査の標本抽出方法

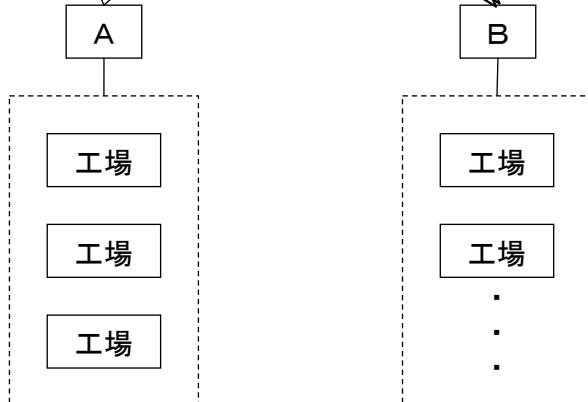
調査品目



都道府県の選定



標本工場の選定



(1) 直近の木材統計調査結果（木材統計調査基礎調査）に基づき、全国的にみて流通量が多く価格指標として重要度の高い品目で、しかも将来ともに出回りに永続性があり、かつ長期にわたり調査を行うことのできる品目を選定。（本省）

(2) 調査品目ごとに素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）の多い都道府県から順におおむね全体の80パーセントを占める都道府県を選定注）。

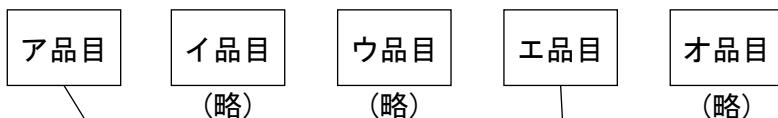
ただし、上位2都道府県のみで全体のおおむね80パーセントを占める場合には、上位3都道府県を選定。（本省）

注) 西暦末尾が「4」と「9」の年に調査対象となる都道府県（以下「調査対象都道府県」という。）を定める。
また、調査品目の追加又は変更を行う場合においても、当該品目に関する調査対象都道府県を新たに定める。

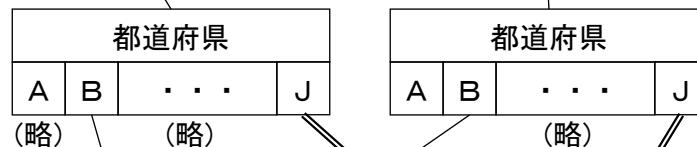
(3) 木材統計調査工場一覧表（製材工場、合板工場及び木材チップ工場）を使用して、素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）の多い順に並べ、その中から、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動の少ないこと及び継続して調査が可能であること等に留意して、該当調査品目の多くの価格調査が行える工場を1都道府県おおむね5客体を有意選定。（民間事業者）

木材製品価格調査の標本抽出方法

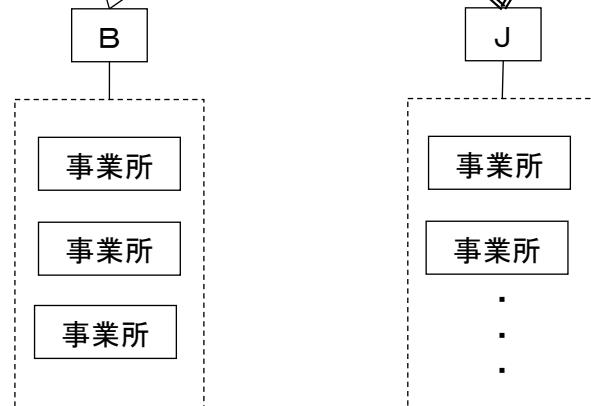
調査品目



都道府県の選定



標本事業所の選定



(1) 直近の木材流通構造調査結果に基づき、全国的にみて流通量が多く価格指標として重要度の高い品目で、しかも将来ともに出回りに永続性があり、かつ長期にわたり調査を行うことのできる品目を選定。（本省）

(2) 木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び卸売業者。以下「事業所」という。）における販売量が多く、かつ木材流通上主要な10都道府県を選定。集成材工場においては品目毎に工場が所在し取扱量が多い約10都道府県を選定注）。（本省）

注) 西暦末尾が「4」と「9」の年に調査対象となる都道府県（以下「調査対象都道府県」という。）を定める。

また、調査品目の追加又は変更を行う場合においても、当該品目に関する調査対象都道府県を新たに定める。

(3) 直近の木材流通構造調査における事業所の母集団名簿を使用して、販売量が多い順に並べ、その中から、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動の少ないと想定され、調査が可能であること等に留意して、該当調査品目の多くの価格調査が行える事業所を1都道府県おむね5客体を有意選定。

集成材工場においては品目毎に（2）で選定した都道府県に所在する工場を選定。（民間事業者）